

漁村整備事業(漁業集落排水施設整備事業)<機能保全対策>

漁業集落排水施設整備事業とは、漁業集落におけるし尿、生活雑排水等処理する施設整備事業のことです。

向島地区(佐賀県唐津市)
事業実施期間:令和4年～7年



位置図



凡 例

過年度実施



当該年度実施



次年度以降実施



※記載している事業内容は、当初の予定であり、年度途中で変更することもあります。

漁村整備事業(漁業集落排水施設整備事業)<機能保全対策>

漁業集落排水施設整備事業とは、漁業集落におけるし尿、生活雑排水等を処理する施設整備事業のことです。

馬渡島地区(佐賀県唐津市)

事業実施期間: 令和5年～8年



位置図



凡 例

過年度実施



当該年度実施



次年度以降実施



※記載している事業内容は、当初の予定であり、年度途中で変更することもあります。

漁村整備事業(漁業集落排水施設整備事業)<機能保全対策>

漁業集落排水施設整備事業とは、漁業集落におけるし尿、生活雑排水等を処理する施設整備事業のことです。

小川島地区(佐賀県唐津市)
事業実施期間:令和6年~9年



位置図



凡 例

過年度実施



当該年度実施



次年度以降実施



※記載している事業内容は、当初の予定であり、年度途中で変更することもあります。

漁村整備事業(漁業集落排水施設整備事業)<機能保全対策>

漁業集落排水施設整備事業とは、漁業集落におけるし尿、生活雑排水等処理する施設整備事業のことです。

高島地区(佐賀県唐津市)
事業実施期間: 令和7年~10年



位置図



凡 例

過年度実施



当該年度実施



次年度以降実施



※記載している事業内容は、当初の予定であり、年度途中で変更することもあります。